

令和7年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第1号)

招集年月日	令7年 9月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 9月 1日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散会	令和7年 9月 1日 午前11時15分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	籾 根 正 一	○

会議録署名 議員	3番	松浦祐太	4番	中原伸也
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	志村幸恵
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	永妻孝司	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	活気あふれる町づくり課長	石田圭司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 7 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程
(第 1 号)

令和 7 年 9 月 1 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第 2 号 令和 6 年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 3 号 一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について 報告第 4 号 一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第 5 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第 5 5 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算 (第 2 号) 議案第 5 6 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 5 7 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第58号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

【一般事件案】

議案第59号 令和6年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

議案第60号 令和6年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて

議案第61号 令和6年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて

議案第62号 町道路線の認定について

議案第63号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第64号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第65号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和7年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・松浦議員、4番・中原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、1日から12日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、本定例会の会期は本日から12日までの12日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。議長の許可をいただきましたので、7点報告をいたします。

1点目に、令和7年度インターハイカヌー競技大会について申し上げます。大和村、邑智町時代を通じて、初めてとなるインターハイ全国高等学校総合体育大会カヌー競技大会が、8月1日から5日の5日間、カヌーパークみさとカヌーレ IMAI を会場に開催をされ、成功裏に終わりました。島根県高校体育連盟カヌー専門部、島根県カヌー協会、島根中央高校をはじめとした県内の高校生、町内の地域・グループ・事業者・商工会の皆様など、この大会の準備、運営などにご尽力、ご協力いただきました全ての方々に心より感謝を申し上げます。大会には、全国各地の代表選手約650人が出場され熱戦が繰り広げられました。また、大会関係者、観客を含む来場者数は、事前に予想していた延べ人数5000人を大幅に上回り、カウント出来ただけで、延べ約7000人の来場があり、特に観客に関しては、約2300人来場をされております。地域をあげて来場された町内連合自治会も複数あり、多くの町民の方々にご来場いただき、全市たちを応援していただきました。中でも、地元出身選手には、ひととき大きな拍手が送られていました。選手や関係者からは、「素晴らしい大会だった」、「優れた他にないコース、施設でした」との称賛のお言葉を多数いただきました。これまでの準備が実を結び、選手を

はじめ参加者の皆様の心に残る大会になったことを大変うれしく思います。また、この大会開催のノウハウを活かし、2030年の国民スポーツ大会に向けた準備を進めてまいりたいと思います。そして、このインターハイ開催により、「カヌーの町美郷町」を全国のカヌー競技者・関係者にPRができ、知名度も飛躍的に高まったものと思います。地元選手の育成・競技力向上に取り組むとともに、全国からカヌー競技者や愛好家が集まる「カヌーの町づくり」に一層力を入れてまいりたいと思います。

2点目に、バリ島バス村訪問について申し上げます。8月17日から22日まで、中学生のバリ島マス村訪問事業とあわせ、バリ島を訪問してまいりました。参加者は、訪問事業による中学3年生5人と、一般親善大使1人に加えて私を含む町職員4人、また、新事業検討のために、邑智郡広域振興財団、川本町、邑南町から計3人、そして、関連団体、2人の計16人です。中学生はマス村の中学生と長い時間一緒に行動し、市場での買物や、マス村住民のご自宅での夕食、また、ガムラン演奏やバティックづくり体験など、ジュスチャーなど工夫をしてコミュニケーションをとりながら、友好を深めていました。また、今回の訪問では、マス村との交流に加え、技能実習生を送り出し機関、バリ日本人会、バリ日本人補習授業校などの関係機関を訪問し、バリ日本人補習授業校訪問時には、美郷町で集まった補習校改修に対する寄附金を贈呈をしています。そして、「マハヤストラ」ギャニアル県知事と、在デンパサール日本国総領事館の宮川勝利総領事へも表敬訪問をいたしました。マハヤストラ県知事からは、10月のバリフェスティバルに合わせて、美郷町に行きたいとの申出をいただき、宮川総領事とは、現在検討しております美郷町賑わい拠点施設にバリの要素を取り入れることについて、意見交換を行い、必要なアドバイスもいただきました。子どもたちにとって、この得難い経験は、国際感覚を育む大変良い機会になったと思います。10月に予定しているバリフェスティバルや、今後のバリの町づくりに協力していただけることを期待をしています。また、訪問先で行った意見交換で得た情報や知見は大変有意義なものであり、今後の取組みに活かしてまいりたいと思います。

3点目に、港地区防災集団移転事業の全建賞の受賞について申し上げます。港地区防災集団移転促進事業が、一般社団法人全日本建設技術協会から全建賞を受賞いたしました。全建賞とは、昭和28年に創設され、日本の社会経済活動を支える根幹的なインフラ整備や、その時々国民ニーズに沿って社会に大きく貢献をしている。難しい課題をクリアしたすぐれた建設プロジェクトを表彰されるもので、島根県からの受賞は、3年ぶりとなります。このたびの受賞では、防災集団移転事業活用した全国初の災害発生前の集団移転であり、移転先の宅地造成や移転補償を国の河川事業や県の道路事業と連携して実施をし事業費を大幅に軽減し、住民の住居移転を早期に実現ができたこと、その結果として、住民が住みなれた場所で災害を心配することなく今後も暮らし続けることができるようになったことを評価をいただきました。引き続き、町内の他の対象地域での治水事業が1日も早く進められるよう、関係機関と連携を深め、取り組んでまいりたいと思います。

4点目に、水道水の有機フッ素化合物、ピーフォス・ピーフォアの独自検査の実施について申し上げます。近年、工場などから、環境中への残留や人の健康への影響の懸念がある有機フッ素化合物が地下水や河川に流出をし、水道水の水源に混入している事例が確認され、全国的な問題となっており、国は努力義務であった、これに対する水質検

査を、令和8年度から義務化をしています。美郷町では、これに先立ちまして、独自に水道水の有機フッ素化合物、ピーフォス・ピーフォアを検査をし、その安全を確認いたしました。5月20日に、町内12か所の浄水場の水道水を検査しましたが、その測定時は、全て国の基準を大幅に下回り、水質検査機関が測定できる最も低い数値となりました。詳しい結果は、美郷町のホームページ、広報みさと6月号に掲載をしています。安心をして水道水をご利用いただけるよう、今後も定期的に検査を行い、情報提供に努めてまいりたいと思います。

5点目に、町のゼロカーボン促進事業補助金の利用状況について申し上げます。環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の採択を受けまして、町が独自に実施をしておりますゼロカーボン促進事業補助金は、これまでに多くの町民の皆様にご利用いただき、大変好評をいただいております。令和4年度に開始をし、この、7月末までの実績は、太陽光パネル設置が47件、蓄電池設置が40件、薪ストーブ・断熱改修・太陽熱給湯設備などの再エネ熱利用設備整備が18件、そして、最も使われているのは、高効率エアコンの更新405件、高効率照明設備74件の申請をいただきました。エアコン更新と照明設備は、補助額の限度額に達し、この6月末で受け付けを終了させていただいており、特にエアコンに関しましては、町内全世帯の約2割にご利用いただいといた計算となります。その他の補助金メニューの期間も令和8年度までとなっております。暮らしの利便性を高める設備を安く導入できる間に、ぜひご利用いただければと思います。

6点目に、「地域脱炭素フォーラム 2025in 広島」でのパネリスト出演について申し上げます。環境省では、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、全国的な取組みを加速するために、本年度、全国の9会場で「地域脱炭素フォーラム」を開催をされます。このフォーラムでは、全国で先進的な脱炭素の取組みを行う自治体、企業等がパネリストとして出演をし、取組みの紹介やディスカッションが行われます。10月22日に広島国際会議場で開催されるフォーラムに、私がパネリストとして招待いただき、私を含む中国地方の市町の首長4名で、パネルディスカッションを行います。以前にも、環境省の先取組事例集に美郷町の施策が掲載をしていただきましたが、美郷町の脱炭素の取組みが、環境省に高く評価されているものと受け止めております。今年度には、美郷型ゼロカーボン農業モデルの事業も開始をいたしました。地域の課題解決や、これからの時代に応じた町民の暮らしの利便性向上を図るため、取組みを進めてまいりたいと思います。

7点目に、地域活性学会第17回研究大会への出演について申し上げます。地域活性学会は、平成20年に設立をされ、全国の大学、企業、研究機関、自治体等で構成をする会員数約1000名の団体です。地域活性化のための人材育成、研究や政策提言、国内外のネットワーク構築などの活動を行われております。第17回研究大会が9月の6日に島根県立大学浜田キャンパスで、「過疎地における地域活性化～地域と自治体の共創」をテーマに開催をされます。過疎問題、地域づくりの著名な研究者である明治大学の小田徳美教授の講演も行われ、地域活性化の研究者、実践者が多数参加をされる予定となっております。学会の副会長を務めていらっしゃる久保田章一浜田市長からご招待をいただき、私も、事例発表者及びパネリストとして、この大会に出演をさせていただきます。大会シンポジウムでは、美郷町の勝ち残りをかけた最重要戦略の一つである美

郷バレーの取組みを紹介し、研究者等の質疑応答を行います。全国の過疎地域の活性化の研究や取組みの進展に資することができればと思いますとともに、美郷町のPRや、今後の滞在人口・活動人口の拡大につながることを期待をしております。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第2号から報告第4号までの報告事項3件について、順次、説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

それでは、報告第2号、令和6年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告をさせていただきます。表記1の令和6年度美郷町健全化判断比率から説明をさせていただきます。はじめに、実質赤字比率についてですが、これは、実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものです。一般会計と特別会計のうち、君谷診療所特別会計が対象となっております。こちらにつきましては、黒字決算でしたので、数値の記載はございません。次に、連結実質赤字比率についてですが、一般会計の他4つの特別会計及び2事業会計の赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除して得た率でございます。全ての会計におきまして、赤字決算とはなっておりませんので、こちらも数値の記載はございません。続いて、実質公債費比率です。これは、地方債の元利償還金等が標準財政規模に占める割合を示すものです。令和4年度、5年度、6年度の3カ年の平均で、昨年比で0.7%増え13.4%となっております。令和5年度の単年度比率が13.6%に対し、令和6年度の単年度比率は13.8%に上昇しております。次年度以降も、この上昇傾向は、続く見込みです。次に、将来負担比率です。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したもので、昨年比で地方債の現在高は増加をしておりますけれども、合併特例債により積立をしております地域振興基金の元金償還終了によりまして、充当可能基金が、昨年比で約12億円増えたことにより35.7%と改善をしております。こちらにつきましても、今後、基金の取崩し額の増により、若干の増加に転じる見込みとなっております。最後に、表記2の令和6年度美郷町資金不足比率についてですが、簡易水道事業会計、下水道事業会計ともに、資金不足はございませんでしたので、数値の記載はありません。以上、いずれの比率におきましても、早期健全化基準を下回った結果となっております。今後も引き続き、各会計事業とともに、効率的な行財政運営に努め、健全性を保つべく取り組んでまいります。以上で報告第2号、令和6年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

それでは報告第3号、一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告いたします。今回ご報告させていただきます

きます令和6年度の事業実績並びに決算、令和7年度事業計画につきましては、本年6月24日の定時社員総会にて承認されたものでございます。まず、令和6年度の事業実績でございますが、2ページをお開きください。令和6年度の事業実績は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間となります。事業活動の概要についてご説明いたします。非営利事業となる農業経営の部門についてでございます。1の農地利用権設定につきましては、令和6年度は新たな利用権設定はなく、24.6ヘクタールを管理しております。町内の集落営農組織のない地域の農地を仮受け、主に志君、内田、京覧原などの君谷地域や、沢谷・浜原地域の農地も管理しております。2の農地の利用状況について説明いたします。白ネギには、志君地区で153アールの作付を行い、結果、JA出荷により売上げが252万6000円。産直市等への出荷が31万3000円となりました。軟腐病の発生や除草作業の遅れ、また、サルによる獣害被害に遭い、出荷数が伸び悩み昨年度の販売額から約2割減の結果となりました。次に、ソバは7.7ヘクタールの栽培計画で播種を行い、昨年度も、全圃場で三瓶在来種播種行いましたが、湿害や獣害などにより、全体では2割減の1041キロの収穫となり、前年度より大幅な減収となりました。次に、シャクヤクにつきましては、内田地区に60アール、沢谷地区に45アールを栽培し、引き続き管理を行っております。3ページをお開きください。玉ネギにつきましては、上川戸地区に67アールの植栽を行い、JAや青空株式会社へのコンテナ出荷とあわせて、2万2978キロ、売上げは183万1000円となっております。新たな販路といたしまして、中手品種を、青空株式会社が紹介を受けて、別販路で販売しております。次に、野菜苗ですが、昨年度もジュンテンドー出荷に関するハクサイ苗に取組みをしております。前年度の反省を活かし、管理できる出荷量を抑え、ポット苗が6966ポットで、売上げは72万9000円となっております。結果、作業が順調に行われました。次に、キャベツですが、昨年度から新たな営利事業として、志君地区の52アールの圃場で、夏秋キャベツの栽培に取組みました。主に、カット野菜の原料として出荷するため、出荷調整の要らないコンテナで出荷することができ合計で8054キロの出荷で、売上額は、青空株式会社と産直などの出荷分も合わせますと、66万円となっております。ただ、収穫量や高温障害や水不足の影響もあり、全体の3分の1程度となってしまいましたが、取引先から、品質が良いと評価をいただいております。次に、営利事業でございますが、4ページにかけてご覧ください。3のJA受託事業となる育苗事業は、邑智地域で水稻苗1万86枚の供給を行い200万飛んで1万7000円の収入となりました。水稻受託作業につきましては、刈取り後の荒起こしの作業までの一連の作業を受託し、215万円の収入となり、昨年度から、2万5000円の円増としております。土壌改造剤のミネラルGの散布作業の受託作業は、155袋の散布をお行い42万2000円の収入となっております。農家からの受託作業では、畝たて、堆肥散布、ハンマーナイフによる草刈り作業、シャクヤクの掘り取り等の受託作業を受け、53万4000円の収入となっております。この受託作業につきましては、農家からの要望も多く収入も安定しているため、今後も継続して取り組んでまいります。次に、令和6年度の決算関係についてご説明いたします。7ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部でございますが、現金、預金などの流動資産が3523万1862円。建物付属設備などの固定資産が610万6765円。繰延資産が1円、投資等2万206円で、資産合計は4135万8834円でございます。次に負債の部でございますが、未払金や退職手当引当金などの流動負債が249万

2418円でございます。正味財産は、当期の正味財産が957万9279円の減となり、前期正味財産合わせた正味財産の合計は3886万6416円となっております。また、昨年度、町から追加出資いたしました3000万円は正味対策の基金に積み上げられ、基金の総計は6170万円となっております。次に収支計算書についてご説明いたします。9ページをご覧ください。収支計算書につきましては、11ページ、12ページの非営利事業と、13ページの営利事業、それぞれに収支計算書を作成し、それを合算したものが、9ページからの総事業費になりますので、9ページの総事業費のところの説明をさせていただきます。まず、収入の部でございますが、売上げや受託収入で1175万3329円。雑収入として1035万4371円で、内容といたしましては、白ネギ、ソバ、シャクヤク、玉ネギの産地交付金で、中山間地域等直接支払交付金、技能実習生助成金などとなっております、会費、売上げ、雑収入を合わせた収入合計は2211万9700円となっております。次に、支出の部でございますが、育苗費や肥料費などの製造原価1651万8927円。10ページに続きまして、社員の給料などの一般管理費1509万9052円。法人税等8万1000円で、支出合計は3169万8979円となりました。したがって、売上げから製造原価、一般管理費を引いた営業利益は1986万4650円の損失で、補助金などの雑収入や法人税を含め、957万9279円の純損失となりました。前期の繰越剰余金がマイナス1325万4305円でありますので、当期繰越剰余金合わせて、累積2283万3584円の当期損失額となりました。続きまして、令和7年度の事業計画でございます。15ページをご覧ください。まず、新たな農地利用に関しましては、新たに利用権設定はなく、利用権設定面積が、所有者の相続人の関係で39アール減少する見込みとなっております。今年度は、昨年度も赤字収支となった白ネギ、タマネギの栽培を中止し、主に、キャベツ、ソバ、シャクヤクの栽培に集中して取組ます。残りの農地につきましては、自己保全管理を徹底するよう努めます。特にキャベツに関しましては、岡山県の営農法人青空株式会社のご協力をいただき、夏秋キャベツの栽培とし、集荷先につきましては、青空株式会社紹介のサラダクラブというカット野菜の加工品メーカーに、コンテナ出荷することで、出荷調整も要らない新たな作物として取り組んでおります。昨年度は、この美郷町にある品種の選定のため、4種類のキャベツを栽培し、品種選定や収穫量のデータを収集し、今年度は、美郷町の気候に最も適した品種を選定し、志君地区に約2ヘクタールを作付し、約100トンの収穫予定、約780万円の売上げを見込んでおります。次に、16ページですが、営利事業として、JAの受託作業でございます。JAからの水稻受託作業、ミネラルG散布受託などで257万円を見込み、農家からの畝立て、堆肥散布、耕起、シャクヤク掘り取りなどの作業受託で53万円を見込み、引き続き、農家の支援を行う予定としております。次に、予算案でございますが、17ページの収支計画書をご覧ください。収入につきましては、売上げとして、キャベツなどの農産物の売り上げで829万2520円。作業受託収入が330万円の合計1159万2520円を計画をしております。また、営業外収益として、各種交付金や、技能実習生奨励金などの助成金収入で、1445万8000円の収入を計画をしております。支出につきましては、材料費、業務費、製造経費などの製造原価が1077万7600円でありまして、売上総利益部分については、81万4920円の黒字を見込んでおりますが、今年度から新たに技能実習生3名を受入れ事業管理費が膨らみ給料手当などの販売費、一般管理費で、2011万7000円の支出を計画をしております。したがって、当期税引後損益はマイナス484万4000円を見込

んでおり、昨年度から、赤字幅は少なくなる見込みですが、前期繰越を合わせた当期の損益はマイナス 2775 万 8664 円を見込んでおります。今年度で 9 期目を迎えましたファームサポート美郷ですが、年々増加する耕作放棄地の抑制に向けファームサポートに対する役割は大きくなっていることは事実であります。今年度から新たな運営管理責任者を配置をしております。今年度の予算に関しましても、経常損益の予算立てでの説明をしておりますが、理事会のメンバーである青空株式会社の協力のもと、収益性の高い新たな戦略作物への取組みを進めており、引き続き、経営収支において、採算性や持続性を考慮しつつ、経営改善を図ってまいります。また、今年度から各地域において策定された地域計画に基づきまして、耕作条件が悪い圃場や、収支に合わない作物の栽培を中止し、より経営改善に取り組むとともに、美郷農業再生プランの守る農業の要の組織として、保有する農地の維持は元より、各地域の農地維持に関する様々な施策の受皿となるよう、農業支援サービスの事業体としての事業展開を図ってまいります。以上で、報告第 3 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

報告第 4 号、一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について、報告させていただきます。本報告は、地方自治法 243 条 3 第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。美郷町開発公社は、現在、分譲住宅の管理のみを実施しております。分譲住宅につきましては、亀村にあります 2 区画の土地を管理しており、年間 2 回程度の除草作業を実施し、適正な管理に努めております。決算報告書を添付しておりますが、令和 6 年度の事業につきましては、営業収入はなく、支出も租税公課費や附属設備の減価償却費など固定的なものがほとんどであるため、詳細な説明を割愛いただき、決算報告書をお読み取り頂ければと思います。1 ページ、貸借対照表をご覧ください。令和 7 年 3 月 31 日時点での現金は、56 万 4061 円、定期預金として 100 万円となっております。今年度におきましても、分譲住宅の管理を実施していくこととしておりますので、引き続き適切な管理に努めてまいります。以上で、報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第 5、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案 1 件、予算案 4 件、一般事件案 7 件の計 12 件であります。議案第 54 号から議案第 65 号までの 12 議案を一括上程いたします。初めに、議案第 54 号の条例案について、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 54 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。本条例は、行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号いわゆるマイナンバーを利用した事務及び情報連携を可能にするための条例です。美郷町では、本年度予定をしております基幹業務システムの標準化に伴い、複数の基幹業務システム間や、中間サーバー間の情報連携をより円滑にする国の地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住当該者宛名番号管理機能によって事務等を行うこととしております。このことにつきまして、各自治体で、個人番号の独自利用を行う事務等として、条例に定める必要があるとされていることから、今回、現行条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、新旧対照表の方をお開き下さい。1 ページ、第 2 条、定義では、これまで個別に用語の定義を規定しておりましたが、改正後は、この条例で使用する用語の定義は、法で使用する用語によるものとするものでございます。続いて、第 4 条、個人番号の利用範囲では、条例で定める独自利用事務の対象に、町長部局並びに教育委員会部局が行う住登外者宛名番号管理機能による特定個人番号利用事務を追加する改正を行っています。2 ページの別表第 1 から別表第 3 につきましては、次の 3 ページ以降に詳細をお示ししております。3 ページ、別記 1 では、第 4 条に規定しております独自利用事務の対象範囲を、別記 2 では、対象とする特定個人情報の範囲を規定しておりますが、いずれも今回の改正により住登外者宛名番号管理機能による事務の規定を追加をしております。4 ページ、別記第 3 は、町内で、教育委員会部局からの求めに応じ、町長部局から提供する情報連携に関する規定に、本改正による規定を盛り込んでおるものでございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文にお戻りいただきまして、3 ページ、最下段に、この条例の附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で議案第 54 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

●原議長

次に、議案第 55 号から議案第 58 号までの予算案 4 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 55 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 2 号について、ご説明をいたします。本補正は、主に、歳入におきましては、令和 6 年度の決算に伴う繰越金や、7 月の算定により交付額が確定いたしました地方交付税の増額、邑智郡総合事務組合から令和 6 年度負担金の返還金、これらによる一般財源の増による財政調整繰入金の減額、自動運転実証事業に伴う地域公共交通確保維持改善事業補助金の皆減、不足額給付の対象者の増による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、市原地区簡易給水施設移転補償費の計上、歳出におきましては、自動運転 EV バス実証実験事業の皆減、IP 告知端末及び庁舎ネットワークの維持費の増、ホームページ更新委託費の減、令和 9 年度固定資産税評価替に係る標準宅地鑑定評価業務委託費不足額給付に係る経費の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金の増、商業活性化賑わい創出事業に係る測量設計委託費の増、町道杉谷榎の前線法面修繕工事費及び道路維持費の増額、

子ども未来応援金の給付額決定による増額などです。予算額につきましては、歳入歳出それぞれ2818万7000円を減額し、総額を77億5813万2000円とするものです。詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第2表地方債補正からご説明をいたします。5ページをお開きください。変更箇所についてですが、起債の目的、上から8行目、防災対策事業債です。緊急自然災害防止対策事業債を活用し、町道杉谷楨の前線法面修繕工事を行うため、2000万円増額しております。これにより、合計の限度額を8億3090万円から8億5590万円としております。それでは、事項別明細書により、主な補正額について説明をさせていただきます。歳入について、8ページをお開きください。中ほどの款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税。普通交付税の交付決定額が33億561万円となり、当初予算計上額の32億3000万円との差額7561万円を増額補正をしております。その下です。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3児童福祉費負担金、補正額291万1000円。主には、保育所委託に係る令和6年度分子どものための教育保育給付費負担金の追加交付266万4000円によるものです。9ページをお願いします。項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金、補正額マイナス1億5160万4000円。内訳は、自動運転実証実験にかかる地域公共交通確保維持改善事業費補助金の皆減、1億5000万円。不足額給付に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増570万円。ホームページ改修に係る新しい地方経済生活環境創生交付金の減730万4000円となっております。次に、款15県支出金、項1負担金、目1民生費県負担金、節3児童福祉費負担金、補正額99万2000円。こちらにつきましても、主には、保育所委託に係る令和6年度分子どものための教育・保育給付費負担金の追加交付、86万9000円によるものです。10ページをお願いします。項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、補正額265万4000円。主には、集落営農組織の機械整備等に係る地域の農業維持・発展に向けた担い手の確保・育成支援事業補助金の改増、245万4000円によるものです。続いて、目5教育費県補助金、節2教育総務費補正額166万円。部活動の地域指導者に係る教育支援体制整備事業補助金の増によるものです。11ページをお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額マイナス2900万円。こちらは、令和7年度の地方交付税の確定、令和6年度の決算剰余金等により生じた財源不足額の解消分について、繰入を取りやめるものです。その下目13がんばれ美郷町寄付基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額132万円。こちらは、子ども未来応援金の財源として、繰入を行います。次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金、補正額1523万円。こちらは、令和6年度の一般会計決算剰余額から繰越明許費繰越額を控除した実質収支額、およそ2523万円に対し、当初予算計上額1000万円との差額を増額補正するものです。次に、款20諸収入、項7雑入、目5雑入、節2総務費雑入、補正額367万5000円。主には、令和6年度邑智郡総合事務組合負担金の返還金207万1000円によるもので、内訳は、総務課が33万6000円。情報システム課が173万5000円となっております。12ページをお願いします。節3民生費雑入、補正額426万4000円。こちらにも主には、邑智郡総合事務組合介護保険課への令和6年度介護保険事業に係る負担金の精算による返還412万8000円によるものです。続いて、節4衛生費雑入、補正額2221万1000円。内訳は、市原配水池の移設に係る移転補償費1700万円。ごみし尿処理施設運

営費に係る邑智郡総合事務組合環境衛生課からの令和6年度負担金の返還金521万1000円です。最後に、款21町債、項1町債ですが、こちらは、第2表地方債補正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。以上で、歳入についての説明を終わります。次に、主な歳出について説明をいたします。13ページをご覧ください。下段になりますが、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、補正額マイナス1億4967万4000円。主な要因ですが、14ページに進んでいただきまして、説明欄の003公共交通対策費、補正額マイナス1億5000万円。自動運転EVバスの実証実験につきまして、当初予算においては、町が、国土交通省の補助金を活用して行う予定としておりましたが、民間が事業主体となり、総務省の補助金を活用して実施をされることとなったため、事業費を皆減するものです。続いて、目12電子計算費、補正額897万6000円。こちらは、説明欄001電子計算機管理費の事務事業委託料の増、548万円。庁舎ネットワークにおける仮想サーバーの保守契約費用の増。次に、003みさと光ネット運営費の使用料の増、1080万円。IP告知端末の設置により、5年経過により生じる使用料について計上するものです。それから、006デジタル推進費の事務業務委託料、マイナス730万4000円。これは、町のホームページを国の新しい地方経済生活環境創生交付金2分の1の補助を活用し、更新することとし予算計上しておりましたが、改修の方向性を再検討し、補助申請を取りやめ一般財源の範囲内で改修を行うこととしたため、減額するものです。続いて、下段の項2徴税費、目2賦課徴収費補正額497万7000円。こちらは、令和9年度固定資産税評価替に向け必要な標準宅地鑑定評価業務について前倒しをして実施するために計上するものです。15ページへお進みください。下段になりますが、款民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額615万4000円。主な要因は、説明欄の016価格高騰重点支援交付金、補正額577万6000円。令和6年分所得に係る調整給付等に不足がある方等に不足額給付金を支給するもので、6月の第2回定例会において、見込額として給付金1000万円、事務費5万8000円を計上させていただきましたが、対象者の確定増により給付金を570万円、事務費を7万6000円増額するものです。これにより給付金は1570万円。事務費13万4000円の計1583万円の事業費となり、給付金に対しては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が全額交付をされる見込みです。16ページをお願いします。目4老人福祉費、補正額1059万円。こちらは、説明欄001老人福祉費の他会計繰出金の増1059万円。後期高齢者医療広域連合に対する令和6年度の療養給付費市町村負担金の精算に伴い追加負担が発生したため、一般会計より特別会計へ繰出金を計上するものです。17ページへお進みください。項3生活保護費、目2扶助費、補正額614万2000円。令和6年度の生活保護費等国庫負担金の確定に伴い返還をするものです。次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、補正額1703万3000円。主なものは、説明欄005簡易給水施設の測量・設計等委託1700万円。市原地区簡易給水施設の配水池が砂防整備事業にかかるため、移設が必要となり、その測量設計業務委託費を計上するもので、その費用につきましては、移転補償費を充当しております。次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、補正額264万2000円。主な内容は、説明欄001農業振興費の補助金の増、490万8000円と、006集落営農育成事業費の補助金の減、245万4000円で、これは、島根県の地域農業維持発展に向けた担い手の確保、育成事業補助金を活用し、集落営農組織等の機械整備に対し、町も県と同額を上乗せし交付することとし、その上乗せ

相当分を集落営農育成事業費の補助金から、245万4000円減額をし、予算を組替えをしております。18ページへお進みください。下段になりますが、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、補正額1425万7000円。主なものは、節12委託料の増1400万円で、商業活性化賑わい創出事業に係る測量設計委託費の増で、内容は、基本設計修正業務、解体費算定業務、屋内遊具施設設計業務となっております。なお、財源につきましては、このたびの補正予算では、一般財源としておりますが、過疎対策事業債の活用が可能な事業であるため、今後、2次要望での配分確保を目指してまいります。19ページをお願いします。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、補正額4000万円。内訳は、除草、支障木伐採、道路清掃、修繕等を業者へ委託する補修管理委託料の増2000万円、町道杉谷楨の前線の落石防止工事を行うための工事請負費の増で、この工事につきましては、緊急自然防止対策事業債を活用することとしております。続いて下段になります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額393万4000円。主なものは、節18負担金補助及び交付金の増282万5000円で、国県事業負担金の増、150万5000円は、県より派遣をいただいております指導主事に係る負担金の増。補助金132万円は、子ども未来応援金の給付額決定による増額補正です。20ページへお進みください。項3中学校費、目2教育振興費、補正額140万6000円。これは、部活動の地域移行に係る指導者等の経費の補正で、非常勤職員報酬と費用弁償は、部活動指導員、報償金は、地域指導者に係るものです。次に、下段の項6社会教育費、目1社会教育総務費、補正額177万6000円。内訳は、中原芳煙生誕150周年記念イベントにかかる経費の増が、印刷製本費や事務業務委託料などで79万4000円の増。21ページとなりますが、令和6年度放課後子ども教室に係る子ども子育て支援交付金の返還金98万2000円となります。続いて、目2公民館費、補正額は大きくありませんが、節12委託料と節14工事請負費で組替えを行っております。これは、都賀長藤地域活動拠点施設整備事業に係るもので、工事監理業務委託費の年度単価改定に伴う増、設計図書等の調査及び技術支援業務委託費を計上し、工事請負費を減額し、対応するものです。最後に、下段から22ページにかけての款14予備費、項1予備費、目1予備費の補正額、マイナス10万3000円は、財政調整基金繰入額の補正に伴う調整による減額です。以上で、議案第55号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第56号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1481万2000円を追加し、予算の総額を6億4474万5000円とするものでございます。補正の主な理由としましては、国民健康保険税の7月本算定に伴う増額と、令和6年度事業実績の確定に伴う繰越金の増額並びに保険給付費返還金の増額でございます。それでは、歳入歳出事項別明細書でご説明いたしますので、6ページ歳入をお願いいたします。はじめに款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税95万2000円の増額でございます。被保険者の前年の所得の確定に伴い、現行の税率による本算定を行った結果、医療給付費分と後期高齢者支援金分の増額、介護給付費

分が減額となっています。続いて、款 13 繰入金、項 2 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 4 万 8000 円の増額でございます。本年度、被保険者の中に出産された方があったことから、この方の産前産後期間 4 ケ月分の保険料を減免を行っておりますので、この減免額に対する補てん等を含めた繰入金でございます。最下段、款 14 繰越金、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金 271 万 5000 円の増額でございます。こちらは令和 6 年度の国民健康特別会計決算額の確定に伴うものでございます。続いて、7 ページをお願いします。款 15 諸収入、項 4 雑入、目 5 雑入 1109 万 7000 円の増額でございます。令和 6 年度分の保険給付費の審査確定に伴い、島根県国民健康保険団体連合会から町への返還金でございます。尚、保険給付につきましては、直接支払制度によりまして、島根県から直接国保連合会の方へ支払いいただいていることから、この返還金は、一旦町で受領し、その後、町から島根県へ返還をするものでございます。これに関連する歳出の予算が次の 8 ページ以降のところに出てまいります。8 ページの最下段で、款 11 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金款目 1 償還金 1179 万 8000 円の増額でございます。先ほどご説明申し上げましたご保険給付に加えて前年の実績に伴って特定検診や、保健指導に伴う給付費、ヘルスアップ事業交付金等の返還金を合わせて計上しております。9 ページ、款 12 保健事業費納付金ましては、それぞれ保険税の増額に伴う財源の更生を行うものでございます。続いて、10 ページをお願いします。款 13、項 1、目 1 いずれも予備費です。297 万 6000 円の増額をおこなっております。令和 6 年度事業費の確定に伴いまして、繰越金を考慮して、財源更正を行うものでございます。以上で議案第 56 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、上程いただきました議案第 57 号、令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1466 万 7000 円を追加し、予算総額を 2 億 1250 万 7000 円とするものでございます。主な内容としましては、令和 7 年度保険料額の確定による増額及び令和 6 年度の療養給付費負担金の実績に伴う精算分を増額するものでございます。それでは、歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。6 ページをお願いします。6 ページ歳入です。款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料は、188 万円の減額。目 2 普通徴収保険料現年分で 504 万 4000 円、過年度分で 13 万 9000 円の増額で、差し引き 330 万 3000 円の増額を行っております。被保険者の前年所得の確定に伴う保険料の算定によるものです。続きまして、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 1059 万円の増額でございます。こちらは、令和 6 年度の療養給付費市町村負担金の精算に伴う額を一般会計から繰り入れるものでございます。続いて、款 7 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入 77 万 4000 円の増額でございます。後期高齢者の健康診査の受診実績が、今年度好調であるため、健診委託料の増額分を見込んでおります。続いて、7 ページの歳出をお願いします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 保険料等負担金 330 万 3000 円の増額でございます。先ほど歳入のところでご説明申し上げました被保険者の保険料の本算定によるものです。目 2 療養給付費負担金、1059 万円の増額です。こちら先ほどご説明いたしました令和 6 年度の療養給付給付費市町村負担金の精算に伴う後期高齢者広域連合への追加負担が生じたため、補正を計上するものでございます。続いて、款 4 健康診査等事業費、項 1、目 1 共に健康診査等事業費 77 万 4000 円の増額でございます。後期高齢者

の健康診査は医療機関で受診をしていただいておりますけれども、例年6月から12月に実施をしております。当初、年間140名の受診を見込んでおりましたけれども、6月、7月の2ヶ月間で、約60名の受診実績がございました。当初見込みよりも受診者が増加する見込みとなったため、業務委託料およびこれに伴う手数料を計上しているものでございます。以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

上程いただきました議案第58号、令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第1号について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。今回の補正は、会計年度任用職員の任用見込みに伴う人件費の補正となっております。第2条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費の補正です。(1)職員給与費の当初予定額を、人件費の補正に伴い79万8000円減額とし、予定額を1548万7000円としています。次に、補正内容について、補正予算に関する説明書で、説明させていただきます。3ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。支出、款1水道事業費用の補正内容です。項1営業費用79万8000円の減額補正です。これは、予定していました会計年度任用職員1名の任用見込みに伴う人件費の減額補正です。目1原水及び浄水費の報酬を79万8000円減額補正し、緊急時の漏水や機器の故障に備え目2配水地及び給水の修繕費79万8000円増額補正をしております。以上、議案第58号、令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第1号について、ご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしく願います。

●原議長

議案第58号の説明が終わりました。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時41分)

(再開 午前 10時50分)

●原議長

会議を再開いたします。

次に、議案第59号から議案第60号までの一般事件案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第59号、令和6年度美郷町歳入歳出決算の認定を定めることについて、概要を説明いたします。令和6年度決算につきましては、本年4月1日から、2ヶ月にわたる出納整理期間を終え、5月31日付けで出納閉鎖をいたしました。こ

れらについて、7月17日から8月12日までの27日間、監査委員2人の決算審査をいただき、8月25日にお示しをしておりますとおり、全会計にわたって、決算係数は相違なく適正であるとの意見をいただいたところです。令和6年度の決算認定に供する書類といたしましては、3種類をご用意しております。まず、令和6年度決算書は、一般会計から後期高齢者医療特別会計までの5の会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出の事項別明細書です。2つ目は、財産に関する調書です。町が所有しております土地、建物基金、出資金等に関する年度末の状況を示したものです。3つ目は、歳入歳出決算資料です。実質収支に関する調書をはじめ未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政指標等の状況などについてまとめております。それでは、この中の歳入歳出決算資料の2ページをお開きいただきたいと思います。令和6年度会計別決算及び実質収支に関する調書により、会計別の決算状況についてご報告をいたします。まず、一般会計につきましては、歳入総額82億2763万9675円。歳出総額、81億2014万9921円。歳入歳出差引額、1億748万9754円となります。また、この差引額のうちには翌年度の繰越明許費繰越額の8225万9308円が含まれており、令和6年度の実質の収支額は2523万446円となります。次に、特別会計です。君谷診療所特別会計ですが、歳入総額431万9048円。歳出総額431万9048円で、歳入歳出差引額、実質収支額共に0円です。続いて、国民健康保険特別会計です。歳入総額6億2331万7322円。歳出総額6億1568万1411円で、歳入歳出差引き額は763万5911円となります。実質収支額も同額でございます。次に、国民健康保険診療所特別会計です。歳入総額8620万3474円。歳出総額8620万3474円で、歳入歳出差引額、実質収支額共に0円です。最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額1億8114万3563円。歳出総額1億8114万3563円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円です。以上が、会計ごとの決算額及び実質収支額です。これらを合算いたしました一般会計及び特別会計の合計額は、歳入総額が91億2262万3082円。歳出総額90億749万7417円。歳入歳出差引額が1億1512万5665円となります。この差引額のうち、一般会計の翌年度に繰り越すべき財源8225万9308円を控除しました令和6年度の実質の収支額は3286万6357円となります。続きまして、同資料の3ページ、令和6年度美郷町会計別決算及び実質収支等に関する資料の予算執行率につきまして、ご報告をいたします。この執行率は予算額と決算額との比率です。こちらの表は、左側から予算額、決算額、予算額と決算額の比較、そして、予算額と決算額の比率、不納欠損額、収入未済額について表記をしたもので、不納欠損額を除き、前年度対比を行っております。予算執行率につきましては、表の中央よりやや右側にあります予算額と決算額比率の欄にあります令和6年度の数値をご覧ください。上段の一般会計で申し上げますと、令和6年度歳入は93.0%、歳出は91.8%となっております。5億3400万円程度、令和7年度への繰越が生じておりますが、ほぼ例年どおりの適正な執行率であると捉えております。以下、特別会計につきましては、各会計の歳入歳出ごとの執行率を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。なお、各会計事業における決算の詳細につきましては、予算決算委員会において、主要施策の成果説明書等を用い担当課から説明をさせていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第59号、令和6年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、決算概要の一部を説明させていただきました。内容をご精査の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

それでは、上程いただきました議案第 60 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計決算の認定を求めることについてのご説明をいたします。簡易水道事業は令和 4 年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しております。地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。なお監査については、7 月 17 日から 8 月 12 日までの間、監査委員お 2 人に決算審査をいただき、係数は正確であり、簡易水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めたとの意見を言っていたいただいております。それでは決算書の 1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。こちらは、施設の維持管理に係る収入支出となります。収益的収入の決算額は、第 1 款水道事業収益として、2 億 89 万 1077 円でした。次に、収益的支出の決算額は、第 1 款水道事業費用として、1 億 8146 万 840 円です。2 ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。こちらは、建設工事や機器工事等に係る収入支出となります。資本的収入の決算額は、第 1 款資本的収入として、1 億 9700 万 500 円です。次に資本的支出の決算額は、第 1 款資本的支出として 2 億 231 万 6284 円です。3 ページをご覧ください。こちらは損益計算書です。こちらは、当該年度における経営成績を示しており、まず本業である営業活動による損益は、2 ポツの (4) の下営業損失 7251 万円となりました。次に、4 ポツ (2) の下、経常利益です。こちらは、一般会計からの補助金や長期前受金戻入、企業債利息といった資金調達に関する損益で 1721 万円となり特別利益等含めた当年度純利益、1 番下から 3 段目は 1720 万円となりました。したがって 1 番下の当年度未処理欠損金は、3323 万円です。4 ページをご覧ください。こちらは剰余金計算書になります。5 ページをご覧ください。こちらは、欠損金処理計算書になります。次に、6 ページから 7 ページをご覧ください。貸借対照表です。6 ページ資産の部です。工事実施による固定資産、現金貯金などによる流動資産となり、資金合計は、1 番下の 18 億 6798 万円です。7 ページをご覧ください。負債の部です。翌々年度以降の償還金である固定負債、翌年度以降の償還金である流動負債、償却資産を収益化した繰延収益など合わせた負債合計は、中どころの 18 億 9480 万円です。続いて資本の分は、資本金、非償却資産となる剰余金、未処理欠損金を合わせた、下から 2 段目資本合計はマイナス 2682 万円となっています。9 ページをお願いします。ここからは、決算付属書類になりますので、概要等いただければと思います。13 ページをご覧ください。こちら事業収入に係る事項は、収益的収入の内訳になります。14 ページをご覧ください。事業費に係る事項は、収益的支出の内訳になります。15 ページをご覧ください。15 ページについては、会計について記載してございます。重要契約の要旨として、契約金 100 万円以上の契約、企業債及び一時借入金の概要を記載しています。16 ページはキャッシュフロー計算書です。17 ページから 19 ページは、収益費用の明細と資本的収入及び支出の明細。20 ページは固定資産の明細、21 ページは企業債の明細を記載していますので、お読みいただければと思います。以上で、議案第 60 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 61 号、令和 6 年度美郷町下水道事業会計決算の認定を求めるこ

とについて、ご説明をいたします。下水道事業は令和5年度から、地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行しており、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。なお監査につきましては、7月17日から8月12日までの間、監査委員お2人に決算審査をいただき、計数は正確であり、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めたとの意見をいただいております。それでは決算書の1ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。こちらは、施設の維持管理に係る収入、支出となります。収益的収入の決算額は、第1款下水道事業収益として2億6451万3668円です。次に、収益的支出の決算額は、第1款下水道事業費用として2億4660万5805円です。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。こちらは建設工事や、機器工事等に係る収入支出となります。資本的収入の決算額は、第1款資本的収入として2億899万2242円です。次に、資本的支出の決算額は、第1款資本的支出として2億6393万6768円です。3ページをご覧ください。こちらは損益計算書になります。お読みとりいただければと思います。4ページをご覧ください。こちらは剰余金計算書です。5ページ、こちらは欠損金処分計算書になります。お読み取りいただければと思います。6ページから7ページをご覧ください。貸借対照表です。6ページ、資産の部です。工事実施による固定資産、現金貯金などによる流動資産となり、1番下、資産合計は36億5429万円です。7ページをご覧ください。こちらは負債の部です。翌々年度以降の償還金である固定負債、翌年度以降の償還金である流動負債、償却資産を収益化した繰延収益などを合わせた流動負債合計、中どころになります負債合計36億3844万円です。続いて資本の部は資本金、非償却資産となる剰余金、未処理欠損金を合わせた資本合計は、1番下から2段目、1585万円となっています。次に10ページをお願いします。ここからは決算付属書類となりますので、概況等について、お読み取りいただければと思います。11ページは、議会議決事項や職員に関する事項。12ページは、建設改良工事の概況。13ページは、事業の概要と実績。14ページは、事業量を記載してございますので、ご覧いただければと思います。また15ページには事業収入に関する事項は、収益的収入の内訳になっております。16ページ、事業に関する事項は、収益的支出の内訳になっております。17ページは会計について記載してございます。重要契約の要旨として、契約金100万円以上の重要な契約、企業債及び一時借入金の概要を記載してございます。18ページはキャッシュフロー計算書です。こちらは、当該年度における現金の動きを示しておりますのでご覧いただければと思います。19ページから21ページは収益費用の明細と資本的収入及び支出の明細。22ページは固定資産の明細、23ページ、24ページは、企業債の明細を記載してございますので、お読み取りいただければと思います。以上で、議案第61号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第62号、町道の認定についてご説明をいたします。このたび上程した路線は、路線番号458号、路線名は町道新堀下線でございます。起点は美郷町湯抱463番9地先。終点は美郷町湯抱74番1地先でございます。内容につきましては、タブレットの次のページをご覧ください。国道375号湯抱工区の一部完成に伴い、旧国道区間の町道認定をお願いするものでございます。区間延長は243メートルでございます。以上が議案第62号でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました議案第 63 号から第 65 号は、一連の議案であり、まとめて説明申し上げます。固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項により固定資産の価格に関する不服を審査するため設置しています。定数は、町税条例により 3 人、任期は、地方税法により 3 年となっています。また選任にあたっては、住民・町税の納税義務者固定資産評価に学識経験を要するものから、議会の同意を得て行うことになっています。今回の提案理由は、現在の 3 人の委員の任期が、令和 7 年 11 月 4 日に満了するためです。議案第 63 号として、田中昭一氏、議案第 64 号として、福島巧氏の 2 人の再任を、また、議案第 65 号として、岡先宏和氏の選任の同意をお願いするものです。なお現委員の高橋智恵氏は、任期をもって退任されます。また、この委員会は、法の趣旨や、その業務の性質を踏まえ、専門的知見を有する者、税務経験がある者で構成するようにしております。再任を提案する田中氏は、元国税職員の税理士で、税務に関する専門的知見を有し、大田市の固定資産評価審査委員会委員長のご経歴をお持ちです。福島氏は、元町職員として税務に従事した経験を持たれ、町は町行政に通じておられます。信任として提案する岡先氏は、この町の住民、市町村税の納税義務があるものであって、元町職員として税務に従事した経験を持たれまた町行政にも通じておられます。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案及び報告事項に対する質疑は、3 日に日程をとりますのでよろしく願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、3 日水曜日、定刻より開きます。

本日はこれを持ちまして、散会といたします。

また、この後、11 時 25 分からこの場におきまして、全員協議会を開きますので、よろしく願いをいたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 前 11 時 15 分)